

(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例の制定 に向けたパブリック・コメント ～皆様のご意見をお聴かせください～

本条例は、区民や地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することで、安全・安心で暮らしやすいまちの実現を目指しています。地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等暮らしやすいまちの実現のための町会・自治会活動に参加・協力・連携することを重視した条例となっています。

この条例の素案につきまして、下記のとおり、パブリック・コメントを実施し、広く区民の皆様からのご意見を募集します。

ご意見に対する区の考え方は、新宿区ホームページで後日公表します。

記

【実施期間】

令和6年7月15日（月・祝）から令和6年8月14日（水）まで

【意見を提出できる方】

- ① 区内に住所のある方
- ② 区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可）
- ③ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤ その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

【資料の閲覧及び配付場所】

地域コミュニティ課、特別出張所、区政情報課、区政情報センター、区立図書館

◆ 新宿区ホームページ（右二次元コード）でもご覧いただけます。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/chiiki/chiiki01_000001_00065.html



【意見の提出方法】

意見用紙（上記の閲覧場所にて配付）に必要事項を記入の上、郵送・ファックス、窓口お持込みによりご提出ください。（新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。）

※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、名前など個人が特定できる情報は公開いたしません。

【提出先】 新宿区地域振興部地域コミュニティ課コミュニティ係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎1階

電話 03 (5273) 4127 F A X 03 (3209) 7455



新宿区 パブリック・コメント 意見用紙

「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」(素案)

ご意見をお寄せください

受付期間	令和6年7月15日(月・祝)から令和6年8月14日(水)まで (必着)		
受付方法	この意見用紙にご意見をお書きいただき、氏名・住所を記入してください。新宿区に在勤・在学の方は、勤務先・学校名を記入し、また、在住・在勤・在学以外の方は、本案件に対する利害関係についても記入のうえ、下記の提出先へ郵送・FAXまたは直接窓口にお持ちください。本案件の閲覧場所においても取次ぎします。また、この用紙以外でも上記の記入事項を満たしていればお受けします。新宿区のホームページからもお受けします。		
《ご意見》	(記入日 年 月 日)		
<hr/>			
ご意見をいただく方の 氏名・住所等			受付印(区使用欄)
氏名		いずれかに○をつけてください	
		在住・在勤・在学・その他	
住所 または事業所・学校等の 名称及び所在地			
新宿区に在住・在勤・在学以外の方は、本案件に対する直接の利害関係について具体的に記入してください。			

※ お書きいただいた氏名等の個人情報は、公表いたしません。また、意見公募(本案件)以外の目的には使用いたしません。

【提出先】

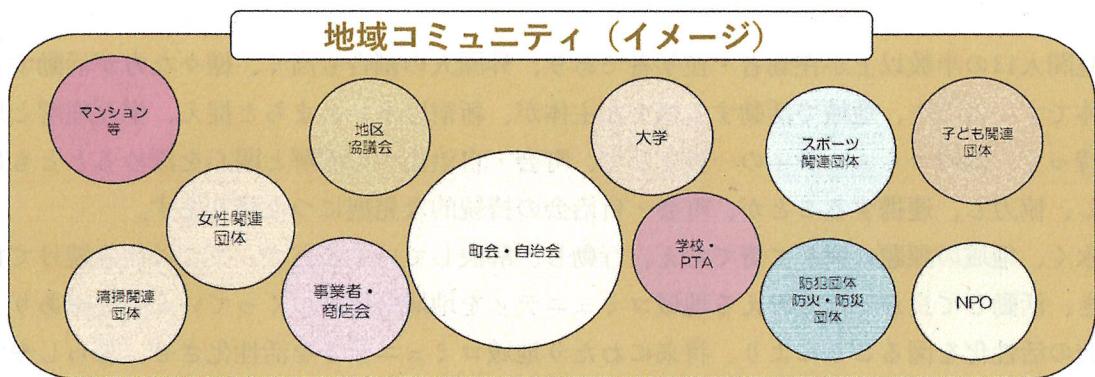
お問合せ・郵送・直接提出	ファックス(FAX)	新宿区ホームページ
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区 地域振興部 地域コミュニティ課 (新宿区役所 本庁舎 1階) 03-3209-1111(代表) 03-5273-4127(直通)	03-3209-7455	https://www.city.shinjuku.lg.jp/chiiki/chiiki01_000001_00065.html

「(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例」(素案) の概要

1 条例制定の背景

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすおそれがあります。

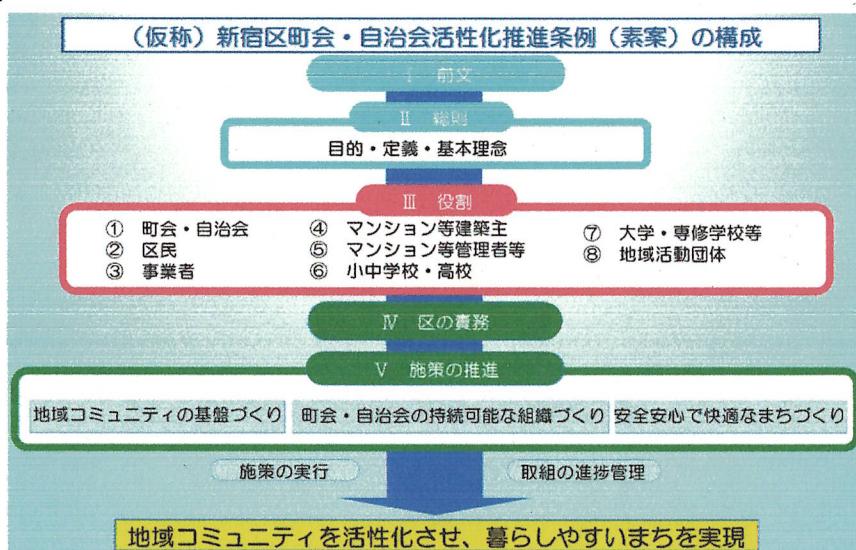
区民や地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することで、安全・安心で暮らしやすいまちの実現を目指す必要があります。



2 条例の構成

本条例（素案）は、以下の I から V の項目で構成されています。

- I 前文
- II 総則 目的、定義、基本理念
- III 役割 ①町会・自治会 ②区民 ③事業者 ④マンション等建築主
⑤マンション等管理者等 ⑥小中学校・高校 ⑦大学・専修学校等
⑧地域活動団体
- IV 区の責務
- V 施策の推進



3 条例の項目

I 前文

私たちのまち新宿区では、それぞれの地域で暮らし、働き、活動する人々が交流し、絆をつくり、その地域の歴史や文化を大切にしながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすおそれがあります。町会・自治会の活性化を図り、新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を、次世代に伝えていくことが大切です。

新宿区は、昼間人口の半数以上が在勤者・在学者であり、外国人の割合も高く、様々な方が活動する多様性のある自治体です。区民や、地域で活動する様々な主体が、新宿区をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながります。

私たちは、永く、地域の課題に対して皆で考え、行動し、解決していくことで、ここに住み続けて良かった、ここで働き、活動して良かったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります。

町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現する決意を込め、ここに、この条例を制定します。

【趣旨】

条例制定の背景や目的、基本的な考え方を述べています。

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織であり、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。町会・自治会を持続的に発展させるため、区民及び地域で活動する様々な主体が町会・自治会活動に参加し、協力し、又は連携することで地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指すことを定めています。

II 総則

(目的)

この条例は、町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主、マンション等管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等その他地域活動団体の役割及び新宿区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、区、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策（以下「活性化施策」という。）に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって暮らしやすいまちの実現を目指すことを目的とする。

【趣旨】

条例制定の目的について定めています。

区民及び地域で活動する様々な主体の役割及び区の責務を定め、町会・自治会との連携を推進することで地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指すことを定めています。

(定義)

- ・町会・自治会　区の区域内（以下「区内」という。）の一定の地域に居住する者及び法人（商店会を含む。以下同じ。）により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。
- ・区民　区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- ・事業者　区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- ・マンション等　共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- ・マンション等建築主　区内に所在するマンション等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- ・マンション等管理者等　次に掲げるものをいう。

①　区内の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）

②　区内に所在するマンション等の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）を代表する者（当該マンション等に①に掲げるものがいる場合に限り、その管理を委託している場合を除く。）

③　①又は②に掲げるものから委託を受けてマンション等の管理を行うもの

・地域活動団体　防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツその他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。

・地域コミュニティ　区内の一定の地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

【趣旨】

本条例で使用する主要な用語の意味を定めています。

(基本理念)

- 町会・自治会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。
- ・町会・自治会の自主性及び主体性に基づき推進すること。
 - ・区民及び地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、又は連携することにより推進すること。

【趣旨】

条例を推進する上での基本的な考え方について定めています。

区内の200の町会・自治会は、それぞれに特色があり、行っている活動や考え方方が異なることから、各町会・自治会の自主性及び主体性を尊重することを定めています。

また、区民や地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携していくことで、町会・自治会の活性化を図ることを定めています。

III 役割

(町会・自治会)

- ・町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織としてその発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を永く次世代に伝えていくよう努めるものとする。
- ・町会・自治会は、区民及び地域で活動する様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加し、協力し、又は連携することができるよう、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるものとする。

【趣旨】

条例の目的を達成するための町会・自治会の役割について定めています。

町会・自治会とは、区内の一定の地域に居住する者及び法人により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいいます。

町会・自治会の取組を次世代に伝えていくとともに、町会・自治会活動に対する理解促進や区民相互の交流や協働に努めることを町会・自治会の役割として定めています。

(区民)

- ・区民は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- ・区民は、町会・自治会の活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

条例の目的を達成するための区民の役割について定めています。

区民には、区内に住所を有する者だけでなく区内で働く者、学ぶ者や活動する者を含みます。

町会・自治会への理解と関心を深め、自分が住むまちや地域の課題に関心を持って、町会・自治会が行っている活動に参加し、又は協力するよう努めることを区民の役割として定めています。

(事業者)

- ・事業者は、地域コミュニティの一員として、その所在する地域の町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- ・事業者は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

【趣旨】

条例の目的を達成するための事業者の役割について定めています。

事業者とは、区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいいます。法人には、特定非営利活動法人、社会福祉法人や商店会を含みます。

町会・自治会への理解と関心を深め、自らの活動するまちや地域の課題に关心を持って、町会・自治会が行っている活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めることを事業者の役割として定めています。

(マンション等建築主)

- ・マンション等建築主は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- ・マンション等建築主は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。
- ・マンション等建築主は、マンション等を建設するときは、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。

【趣旨】

条例の目的を達成するためのマンション等建築主の役割について定めています。

マンション等建築主は、区内に所在するマンション等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

マンション等建築主には、建築主から依頼を受けた建設事業者、デベロッパーや市街地再開発組合を含みます。

町会・自治会への理解と関心を深め、自らの活動するまちや地域の課題に关心を持って、町会・自治会が行っている活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めることをマンション等建築主の役割として定めています。

上記のマンション等建築主の役割を果たすため、町会・自治会からの案内・情報提供への対応や町会・自治会との話し合いに協力するなど、町会・自治会との連携に係る連絡先を区へ報告しなければならないことを定めています。また、区へ報告する連絡先は管理会社の担当部署等で個人情報を含まないものです。

(マンション等管理者等)

- ・マンション等管理者等は、地域の町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- ・マンション等管理者等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。
- ・マンション等管理者等（この条例の施行前に管理を開始したマンション等のマンション等管理者等を除く。）は、町会・自治会との連絡先を、区へ報告しなければならない。
- ・この条例の施行前に管理を開始したマンション等のマンション等管理者等は、町会・自治会の要請に基づく区の求めに応じて、町会・自治会との連絡先を区へ報告するよう努めるものとする。

【趣旨】

条例の目的を達成するためのマンション等管理者等の役割について定めています。

マンション等とは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

マンション等管理者等とは次に掲げる者をいいます。

- ① 区内の管理組合（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）
- ② 区内に所在するマンション等の区分所有者を代表する者（当該マンション等に①に掲げるものがない場合に限り、その管理を委託している場合を除く。）
- ③ ①又は②に掲げるものから委託等を受けてマンション等の管理を行うもの

町会・自治会への理解と関心を深め、自らの活動するまちや地域の課題に関心を持って、町会・自治会が行っている活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めることをマンション等管理者等の役割として定めています。

マンション等管理者等の役割を果たすため、町会・自治会からの案内・情報提供への対応や町会・自治会との話し合いに協力するなど、町会・自治会との連携に係る連絡先を区へ報告しなければならないことを定めています。また、区へ報告する連絡先は管理会社の担当部署等で個人情報を含まないものです。

ただし、条例の施行前に管理を開始したマンション等のマンション等管理者等については、連絡先の報告に努めるものとしています。

(小中学校・高校)

- ・小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が地域の町会・自治会への理解と関心を深める機会を設けるよう努めるものとする。
- ・小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が地域の町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するための機会を設けるよう努めるものとする。

【趣旨】

条例の目的を達成するための小中学校・高校の役割について定めています。

小中学校・高校とは、学校教育法第29条に規定する小学校、同法第45条に規定する中学校、同法第50条に規定する高等学校をいいます。

小中学校・高校には、区立学校だけでなく私立学校も含みます。

保護者を含めた児童・生徒が町会・自治会を理解する機会や、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するための機会をつくるよう努めることを学校の役割として定めています。

(大学・専修学校等)

- ・大学・専修学校等は、地域の町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- ・大学・専修学校等は、地域の町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

【趣旨】

条例の目的を達成するための大学・専修学校等の役割について定めています。

区内には、大学・専修学校等が多いことから、地域の主体として重要であると考え、役割を定めています。

大学・専修学校等とは、学校教育法第83条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校をいいます。

なお、大学・専修学校等には、各種学校として認可されている日本語学校も含みます。

町会・自治会への理解と関心を深め、自らの活動するまちや地域の課題に関心を持って、町会・自治会が行っている活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めることを大学・専修学校等の役割として定めています。

(地域活動団体)

- ・地域活動団体は、地域の町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

【趣旨】

条例の目的を達成するための地域活動団体の役割について定めています。

地域活動団体とは、防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツその他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいいます。

町会・自治会と相互に理解し合い、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めることを地域活動団体の役割として定めています。

IV区の責務

- ・区は、この条例の目的及び基本理念が区内の町会・自治会をはじめ、区民及び地域で活動する様々な主体に認識されるよう周知し、その理解の促進を図るものとする。
- ・区は、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体と連携して活性化施策に取り組むものとする。なお、その実施に当たっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮するものとする。
- ・区は、マンション等建築主又はマンション等管理者等から報告を受けた連絡先を、当該報告に係るマンション等が所在する地域の町会・自治会へ提供するものとする。

【趣旨】

区の責務について定めています。

条例に掲げた目的を達成するためには広く条例の趣旨を理解してもらうことが重要であり、条例の周知及び理解促進を区の責務として定めています。また、条例の推進に必要な施策を地域と連携して行うことを区の責務と定め、施策の実施に当たっては町会・自治会の負担が増えないよう配慮することを定めています。

マンション等建築主及びマンション等管理者等から報告された連絡先を、その所在する地域の町会・自治会へ情報提供することで、マンション等建築主及びマンション等管理者等と町会・自治会の連携を図っていきます。

V施策の推進

- ・区長は、活性化施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。
- ・区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体は、活性化施策を総合的に推進するための計画を踏まえ活性化施策に取り組むものとする。

【趣旨】

条例に掲げた目的を実現するための施策の推進について定めています。

本条例は、町会・自治会活性化に関する理念や地域コミュニティのあるべき姿を示す条例であり、条例の実効性を担保するため活性化施策を体系化した「(仮称) 新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を条例施行に合わせて策定します。